

項目別資料・意見等比較一覧

1 移管前の保育内容等の継承について

事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
① 移管前の保育内容等の継承を基本とし、より良い保育を実施するための <u>変更・工夫</u> できる。	① 移管後、最低でも1年間は市立の保育を完全に引き継いだ保育を <u>実践</u> すること。	① 移管によって子どもが受ける環境変化を最小限にとどめるために、最低1年間は市立の保育を完全に引き継ぐ必要がある（参考資料G）。

2 応募資格について

事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
① 定員数に関する条件なし	① 移管対象保育所の定員数以上の子どもが在籍する保育施設を、現在も継続して運営していること	① 小規模保育事業所の経験しかない法人では、打出・大東保育所の定員規模に見合った保育経験をもつ保育士を育成できない（参考資料G）。

3 職員の配置等に関することについて

職種	事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
各職種 共通	① 配置条件は <u>期間限定</u> （令和4～7年度 フリー保育士除く。） ② 次の各年齢階層における経験1年以上（施設長、主任保育士） ・ 1歳又は2歳 ・ 3歳、4歳又は5歳	① 配置条件は <u>期限設定しない</u> 。 ② 以下の年齢ごとに経験1年以上（施設長、主任保育士） ・ 1歳 ・ 2歳 ・ 3歳 ・ 4歳 ・ 5歳	① ・ 期間経過後に保育の質の低下があってはならない（参考資料G）。 ・ 有期であれば期間経過後は、市に監督責任を負ってほしい（参考資料G） ・ 市から公立の職員を派遣するなどのサポートを確約すること（R2年第2回委員会）。 ・ アドバイザー派遣という方法も検討できるのではないか（R2年第2回委員会）。 ・ 保育士の年齢構成が歪な高齢者集団になるし、保育士の確保が難しくなっている現状現実的ではない（参考資料G・R2年第2回委員会）。 ② ・ 全ての年齢の担任経験がなければ務まらない（参考資料G）。
施設長	① 施設長経験 <u>概ね5年以上</u> ② 実務経験年数 <u>概ね15年以上</u>	① 施設長経験 5年以上 ② 実務経験年数 15年以上	① ・ 実務経験年数の要件が厳しすぎるのではないか（参考資料G）。 ・ 「概ね」という設定では、応募の条件幅が広すぎて設定する意味がない（参考資料G）。
主任 保育士	① 経験年数 <u>概ね10年以上</u>	① 経験年数 <u>15年以上</u>	① ・ 保育の質の維持のためには15年以上は必要（参考資料G）。 ・ 実務経験年数の要件が厳しすぎるのではないか（参考資料G）。 ・ 保育内容を検討する際に、「0～2歳」、「3～5歳」で区分する保育上の取り扱いと、主任保育士の条件を考慮する際の基準を一緒にするのは不適切（参考資料G）
クラス 担任 保育士	① 次のいずれの条件も満たす者を <u>1/2以上</u> 配置 ・ <u>1・2歳児担当者</u> 1又は2歳児担当経験 1年以上 ・ <u>3～5歳児担当者</u> 3、4又は5歳児担当経験 1年以上 ・ クラス担任経験 <u>指定せず</u> ・ 実務経験 <u>概ね5年以上</u>	① 次のいずれの条件も満たす者を <u>1クラスに1名以上</u> 配置 ・ 1又は2歳児担当及び3、4又は5歳児担当経験 各1年以上 ・ クラス担任経験 <u>1年以上</u> ・ 実務経験 <u>5年以上</u>	① ・ 「1/2以上」という条件では、新人担任が配置される可能性がある（参考資料G・R2年第2回委員会）。
フリー 保育士	① 基準に基づき1名配置	① 1名以上配置	

4 移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問

職種	事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
施設長予定者 及び主任保育士 予定者	① 令和3年4月～翌年3月 1～2日/週（5日/月）	① 令和3年 4月～12月 随時 令和4年 1月 3日/週 2月 4日/週 3月 5日/週	① ・ 市の案では公立保育所のやり方を確実に引き継ぐのは困難（参考資料G） ・ 子どもとの関係づくり・個性の把握を、1日や1週間の流れの中で行うこと（参考資料G）
担当保育士 予定者	① 令和4年1月～2月 1日/週から頻度を増やす 3月 毎日	① 令和3年4月～12月 随時 令和4年 1月 3日/週 2月 4日/週 3月 5日/週	① 特に10月は大きな行事が多く、保育方法等の把握のため、保護者案の通りにしてほしい（参考資料G）
看護師予定者 調理員予定者	① 令和4年1月～3月 1～2日/週（5日/月）	① 令和3年6月～12月 随時 1月～2月 定期的 3月 5日/週	① 給食の味など実践的な引継ぎの取組は必須であることを考慮すること（参考資料G）

5 移管年度（令和4年度）における、市職員の移管後施設への訪問等

職種	事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
施設長	① 令和4年 4月 概ね毎日 5月～9月 頻度を減らしながら訪問（定期的） 10月～翌年3月 必要な際に訪問（随時）	① 令和4年 4月 毎日 5月～7月 4日/週 8月～10月 3日/週 11月以降 随時	① ・ 明確な訪問頻度を明示すること（参考資料G） ・ 原則として移管前訪問を受けた元所長とすること（参考資料G）
保育士	① 令和4年 4月 概ね毎日 5月～6月 頻度を減らしながら訪問（定期的） 7月～翌年3月 随時	① 令和4年 4月 毎日 5月～7月 4日/週 8月～10月 3日/週 11月以降 随時	① ・ 公立の保育を確実に引き継ぐためには、各クラスに1名、元担任保育士の配置が必要（参考資料G・R2年第2回委員会） ・ 明確な訪問頻度を明示すること（参考資料G） ・ 原則として移管前訪問を受けた保育士とすること（参考資料G） ・ 準備には時間をかけたとしても、移管後に市の職員が頻繁に訪問する必要があるか疑問（参考資料G） ・ 研究保育とカンファレンスを合同で行う形でもよいのではないか（参考資料G・R2年第2回委員会）。 ・ あまり頻繁な訪問はかえって保育士同士の人間関係や子供との関係を崩す（参考資料G）。

6 保育所名・クラス名・所歌

事務局案（資料3-1（趣旨））	保護者意見（趣旨）	既出意見
① 保育所名等は事業者が決定	① 保育所名等是不変しない。 ② 変更する場合は、保護者の同意のもと子どもへの影響をなくすこと。	① ・ 子どもたちへ配慮してほしい（参考資料G・R2年第2回委員会）。 ・ 在所児の卒園後に変更してはどうか（R2年第2回委員会）。 ・ 大人の都合で変更するのは横暴（参考資料G） ・ 移管先に任せるのが良い（参考資料G・R2年第2回委員会）。